

随時募集(先着順)による市有地売払いのご案内

【土地に関するお問い合わせ】
物件ごとに異なりますので、2ページをご覧ください。

【申込み・契約に関するお問い合わせ】

伊勢崎市総務部管財課
電話:0270-27-2703(直通)

市有地の随時売払い(概要)

一般競争入札で応札の無かった土地の売払いを先着順により随時受け付けいたします。
希望する方は、この案内書のほか、現地の状況、周辺環境及び建築制限その他物件内容について、必ず御自身で調査確認の上、お申込みください。
先着順は、必要書類が不備なく受理された時点をもって決定するものとします。

申込書の提出

土地譲渡申込書兼土地譲渡申込書受理書に必要事項を御記入・押印の上、必要書類を添えて、伊勢崎市役所本館3階管財課まで直接御持参してお申込みください。
(郵送、FAX、電子メール等での提出は、受け付けません。)

※提出様式が一般競争入札による市有地売払い時のものと異なりますので御注意ください。

受付時間: 午前8時30分から午後5時15分

※1 正午から午後1時までを除きます。

※2 土曜、日曜、祝日及び年末年始を除きます。

契約保証金の納付

売買契約締結

申込書類受理後、売払い決定通知書を郵送いたします。

なお、**契約保証金として契約金額の10%以上の金額(円未満切上げ)**を**契約締結日まで**に納付していただきます。

契約書関係書類、納入通知書は、売払い決定通知書に同封いたします。

売買代金納付

契約締結から30日以内に契約保証金を差し引いた売買代金を納付していただきます。

所有権移転登記

土地の引渡し

所有権の移転は、売買代金の全額を納付された日とし、同時に物件を引き渡します。

売買代金完納後、伊勢崎市が所有権移転登記を行います。

目次

市有地の随時売払い(概要)

1 売払い物件	1ページ
2 お問い合わせ先	2ページ
3 申込者の資格	3ページ
4 申込み方法	4ページ
5 売払い条件	5ページ
6 売払いの決定	5ページ
7 契約保証金の納付	5ページ
8 売買契約の締結	6ページ
9 売買代金の納付	6ページ
10 所有権の移転登記及び土地の引渡し	6ページ
11 その他	6ページ

土地の概要	7ページ
-------	------

土地売買契約書(例)	16ページ
------------	-------

添付書類一式

○土地譲渡申込書兼土地譲渡申込書受理書	42ページ
○誓約書(随時売払いに関するもの)	43ページ
○誓約書(暴力団排除条例に関するもの)	44ページ
○委任状	45ページ

市有地の随時売払い

一般競争入札で応札の無かった土地の売払いを先着順により随時受け付けいたします。
希望する方は、この案内書のほか、現地の状況、周辺環境及び建築制限その他物件内容について、必ず御自身で調査確認の上、お申込みください。
先着順は、必要書類が不備なく受理された時点をもって決定するものとします。

1 売払い物件

物件番号	所在地	地目	公簿面積	用途地域	最低売払価格
随-1	境下武士2515番	宅地	1,933.00㎡	第1種中高層住居専用地域	40,000,000円
随-2	若葉町7番10、7番11、7番12、7番13、7番25	宅地	241.15㎡	近隣商業地域	842,000円
随-3	除ヶ町字本郷252番4、252番5、252番6	宅地	177.61㎡	なし (市街化調整区域)	2,400,000円
随-4	赤堀鹿島町750番4	雑種地	423㎡	なし (非線引き区域)	2,383,000円

※物件の詳細は、土地の概要(7ページから19ページまで)を御覧ください。

※物件番号随-2は5筆を1画地として売払います。

※物件番号随-3は3筆を1画地として売払います。

※物件番号随-4は令和6年4月より、都市計画決定「特定用途制限地域 産業共生地区」です。

【留意事項】

(1) 物件は、現状有姿のまま引き渡します。事前に現地を御覧になり、この案内書のほか、境界標を含め、現地の状況、周辺環境及び建築制限その他物件内容について、必ず御自身で調査確認の上、お申込みください。

(2) この案内書の内容や担当課の説明等と異なる事項があった場合は、**現状有姿を優先**とします。

(3) いずれの土地も土壌汚染調査、地盤調査はしていません。必要な場合は所有権移転登記後に購入された方が自己負担により行ってください。売払い物件の地表物及び地下に埋設物等があった場合の撤去及び処分、地盤及び土壌に関して工事等が必要な場合も同様です。

[物件番号随-1] 令和3年度に行った地下埋設物調査の結果、地中にコンクリート片等が存していることを確認しています。(伊勢崎市ホームページで公開。)(埋設物は、掘削調査の結果によるものであるため、調査地点以外から異なる埋設物が出る場合があります。)(地下埋設物調査の結果は最低売払価格に反映しているため、本物件は地下埋設物(伊勢崎市による令和3年度地下埋設物調査以深のもの、調査地点以外のものを含む)を理由とした契約不適合責任を一切負いません。また、地下埋設物調査を行ったことから、調査前の地耐力を確保していません。

[物件番号随-2、3、4] 地下埋設物調査はしていません。必要な場合は所有権移転登記後に購入された方が自己負担により行ってください。

(4) 立木の伐採、雑草の草刈り、切株の除去、フェンス・囲壁・擁壁・井戸など地上・地下・工作物の補修、撤去などの負担及び調整は、売却敷地内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、市では一切行いません。また、越境物に関して、市は越境状態の解消や承諾書等の取付は行っておらず、隣接土地所有者等との協議や電柱等の移設などについては、全て購入者において行っていただきます。

(5) この案内書の物件は**公簿面積による売払い**となります。引き渡し後の実測によって面積に差異があっても売買代金の清算はいたしません。

2 お問い合わせ先

【土地に関するお問い合わせ】

物件 番号	所在地	お問い合わせ先	電話(直通)
随-1	境下武士2515番	伊勢崎市福祉こども部こども保育課	0270-27-2751
随-2	若葉町7番10、7番11、 7番12、7番13、7番25	伊勢崎市建設部道路整備課	0270-27-2760
随-3	除ヶ町字本郷252番4、 252番5、252番6		
随-4	赤堀鹿島町750番4	伊勢崎市長寿社会部高齢政策課	0270-27-2752

【申込・契約に関するお問い合わせ】

物件 番号	お問い合わせ先	電話(直通)
随-1 ～ 随-4	伊勢崎市総務部管財課	0270-27-2703

3 申込者の資格

入札の参加者となることができるのは、個人及び法人とします。次に掲げる全ての要件を満たしていなければ申込みできません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる者でないこと
- (2) 伊勢崎市暴力団排除条例(平成24年伊勢崎市条例第32号)第2条第3号及び第4号(暴力団、暴力団員等)の規定に該当する者でないこと
(上記条例の規定に該当する疑いがある場合、警察署に情報を照会する場合があります。)
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第11項に定める特定遊興飲食店営業及び同条第13項に定める接客業務受託営業への用途を目的とする者でないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団及び同条第6号に定める暴力団員の活動のための用途を目的とする者でないこと
- (5) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条第1項各号に定める行為を行った団体、その支部、分会その他の下部組織及びその構成員の活動のための用途を目的とする者でないこと
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第4条第2項に定める団体、その支部、分会その他の下部組織及びその構成員のための活動のための用途を目的とする者でないこと
- (7) 公序良俗に反する用途を目的とする者でないこと
- (8) (3)から(7)の用途に類する用途を目的とする者でないこと

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)(抜粋)

(一般競争入札の参加者の資格)
第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

伊勢崎市暴力団排除条例(平成24年伊勢崎市条例第32号)(抜粋)

(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 市民 市内に住所を有する者及び市内に勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。
(2) 事業者等 市の区域内において商業、工業その他の事業を営むもの並びに市の区域内に所在する土地、建物等の所有者及び管理者をいう。
(3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
(4) 暴力団員等 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。
(5) 暴力団排除 次条に規定する基本理念に基づき、暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は市内の事業活動に生じる不当な影響を排除するための活動をいう。

4 申込み方法

土地譲渡申込書兼土地譲渡申込書受理書に必要事項を記入、押印の上、必要書類を添えて市役所本館3階管財課まで直接持参してお申込みください。(郵送、FAX、電子メールでの提出は、受け付けません。)

なお、申込時に、御持参した方の身分証明書(官公署の発行した顔写真入りのもの。)を確認させていただきます。申込者御本人が御持参する場合は御本人のものを、代理人が御持参する場合は代理人のものと併せて委任状を御持参ください。

(1)受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

※1 正午から午後1時までを除きます。

※2 土曜、日曜、祝日及び年末年始を除きます。

(2)受付窓口

伊勢崎市役所総務部管財課(本館3階)(電話:0270-27-2703)

(3)申込みに必要な書類

必要な書類		個人	法人
1	土地譲渡申込書兼土地譲渡申込書受理書	○	○
2	誓約書(随時売払いに関するもの)	○	○
3	誓約書(暴力団排除条例に関するもの)	○	○
4	印鑑登録証明書(原本)1通	○	○
5	住民票謄本(原本)1通	○	
6	履歴事項全部証明書(原本)1通		
7	委任状(代理人が持参する場合)	○	○

※4、5、6は発行後3か月以内のもの。

※住民票謄本(原本)は、世帯全員が記載。マイナンバー、続柄、本籍の記載がないもの。

※共有名義を希望される場合は、連名でお申込みください。この場合、提出書類2～6については、連名者全員分の提出が必要となります。

※印鑑は、全て実印(印鑑登録証明書にある印鑑)を押印してください。

(4)注意事項

①土地譲渡申込書等の作成及び提出にかかる費用は、申込者の負担とします。

②提出された書類等による個人情報の取り扱いについては、土地売払い事務、伊勢崎市暴力団排除条例(平成24年伊勢崎市条例第32号)第6条第1項に定める伊勢崎市の事務及び事業における措置、契約締結事務、登記嘱託事務等本来の目的を達成するために使用することとし、担当職員により、管理、処分いたします。

③提出された書類に事実と相違する記載があるときは、申込み及び売払いの決定は無効になります。

④提出された書類は、返却しません。

(土地譲渡申込書等を提出した後に土地譲渡を辞退された場合も返却しません。)

⑤提出後、原則として申込書等の差替え又は再提出はできませんので、よく御確認ください。

⑥契約締結と所有権移転登記は申し込まれた方の名義で行います。単独名義で申し込まれた方が共有名義で、また共有名義で申し込まれた方が単独名義で、契約締結と所有権移転登記をすることはできません。

伊勢崎市暴力団排除条例(平成24年伊勢崎市条例第32号)抜粋

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業(以下「市の事務事業」という。)により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

5 売払い条件

(1) 売買代金は、納付期日までに全額を納付してください。分割納付はできません。「9 売買代金の納付」を御覧ください。

(2) 関係法令及び土地売買契約書の条項等を遵守してください。

(3) 売買物件の引渡しの中から、次に該当する用途に供することはできません。また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸すことはできません。

① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第11項に定める特定遊興飲食店営業及び同条第13項に定める接客業務受託営業

② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団及び同条第6号に定める暴力団員の活動のための用途

③ 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条第1項各号に定める行為を行った団体、その支部、分会その他の下部組織及びその構成員の活動のための用途

④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第4条第2項に定める団体、その支部、分会その他の下部組織及びその構成員の活動のための用途

⑤ 公序良俗に反する用途

⑥ ①から⑤までの用途に類する用途

(4) 土地は現状有姿のまま引き渡します。

6 売払いの決定

必要書類を不備なく受理し、お申込み内容を審査の上、売払いを決定します。売払いを決定した場合、申込者宛に売払い決定通知書を送付します。

7 契約保証金の納付

(1) 契約保証金の額

購入者は、物件番号ごとに契約金額の10%以上(円未満切上げ)の金額を、契約保証金として契約締結時まで納付しなければなりません。

(2) 納付方法

売払い決定後、伊勢崎市の発行する納入通知書により、契約締結日までに金融機関に一括納付してください。

(3) その他

① 契約保証金は、売買代金に充当します。

② 契約保証金の納付後、契約を辞退し、又は解除することになった場合、契約保証金は伊勢崎市に帰属することとなり返還いたしません。

8 売買契約の締結

(1) 売払い決定通知書によって契約締結に関する御案内を行い、購入者と締結します。(2) 契約締結時に御用意していただくものを用意し、市役所本館3階管財課まで直接御持参ください。

(2) 契約締結時に御用意していただくもの

- ① 実印(印鑑登録証明書にある印鑑。共有名義の場合は全員分)
- ② 契約書に貼付する収入印紙(契約金額に応じた額となります)
- ③ 登録免許税に係る代金(所有権移転登記のために必要となります)
- ④ 契約保証金を納付した納入通知書(領収証書)(原本、金融機関の領収済印のあるもの)
- ⑤ 委任状(代理人が持参する場合)
- ⑥ 身分証明書(官公署の発行した顔写真入りのもの)

※ 契約書は契約締結時に伊勢崎市で御用意いたします。

※ ①が御持参できない場合は管財課へ御相談ください。

(3) 契約締結場所

伊勢崎市役所本館3階 管財課

(4) 契約締結日時

契約締結日時については契約協議の際に打ち合わせさせていただきます。

(5) 契約にあたっての注意事項

① 売買代金以外にも売買契約書に貼付する収入印紙等、契約の締結及び履行に関して必要な費用は、購入者の負担となります。

9 売買代金の納付

(1) 売買代金は、契約日から**30日以内**に契約金額から契約保証金を差し引いた金額を納付してください。

※ 契約日から30日の日が土曜・日曜・祝日及び年末年始の場合は翌開庁日を期限とします。

(2) 売買代金は、伊勢崎市が発行する納入通知書により一括納付していただきます。なお、納入通知書は契約締結時にお渡しします。

(3) 売買代金の分割納付はできません。

(4) 納付期日までに売買代金が納付されない場合、当該契約は解除されますので十分御注意ください。

10 所有権の移転登記及び土地の引渡し

(1) 所有権移転の時期は、売買代金完納の日とし、同時に物件を現状有姿のまま引き渡します。

(2) 所有権の移転登記は、引渡し後に伊勢崎市が行いますが、登記に係る一切の費用は、購入者の負担となります。

11 その他

本書に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び伊勢崎市財務規則等の定めるところにより処理します。

土地の概要

物件の概要を把握するための参考資料です。

事前に現地を御覧になり、この調書のほか、境界標を含め、現地の状況、周辺環境及び建築制限その他物件内容について、必ず御自身で調査確認の上、お申込みください。

なお、登記事項証明書の写し、公図の写し、地積測量図の写しにつきましては、物件番号ごとにお問い合わせ先に備え付けてあります。

お問い合わせ先

物件番号	所在地	お問い合わせ先
随-1	境下武士2515番	伊勢崎市福祉こども部こども保育課施設係 東館2階 電話:0270-27-2751(直通)
随-2	若葉町7番10、7番11、 7番12、7番13、7番25	伊勢崎市建設部道路整備課計画係 本館3階 電話:0270-27-2760(直通)
随-3	除ヶ町字本郷252番4、 252番5、252番6	
随-4	赤堀鹿島町750番4	伊勢崎市長寿社会部高齢政策課高齢政策係 本館1階 電話:0270-27-2752(直通)

物 件 調 書

伊勢崎市総務部管財課・福祉こども部こども保育課

市有地の売り払いに関して、下記の不動産について次のとおり説明します。

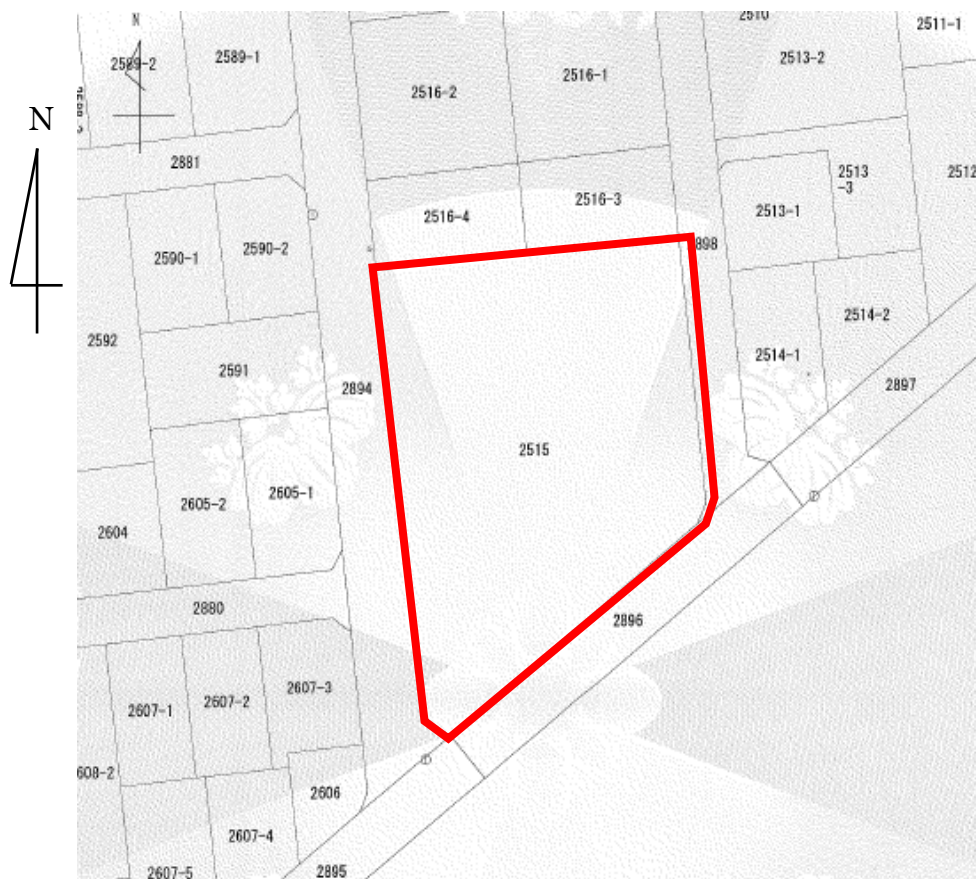
この内容は重要ですので、十分理解されるようお願いします。

取引の態様		売 買 ・ 当 事 者				
土 地	所在地	伊勢崎市境下武士2515番				
	登記簿の地目	宅地	面 積	1933.00㎡	登記簿	
				1933.00㎡	実 測	
売主の住所・氏名		伊勢崎市今泉町二丁目410番地 伊勢崎市				
登記記録に記録された事項	名義人	所有権に関する事項（権利部(甲区)）				
		住所	伊勢崎市今泉町二丁目410番地			
		氏名	伊勢崎市			
		所有権以外の権利に関する事項（権利部(乙区)）			な し	
都市計画法 建築基準法	区域の別	市街化区域	用途地域	第1種中高層住居専用地域		
	制限の内容	お申込み前に建築指導課(市役所本館3階)(問合せ先0270-27-2763)まで御相談ください。				
	地域地区等	な し				
	建ぺい率	60	%	容積率	200 %	
	敷地と道路との関係	東側(現況幅員6.0m)、西側(現況幅員8.0m)、南側(現況幅員7.0m)に市道(建築基準法第42条第1項第1号道路)				
	私道の変更または廃止の制限	な し				
	その他	公共施設(道路、水路等)の整備・廃止を伴い区画、形質の変更を行う場合は、宅地開発指導要綱に基づく事前協議を行い、協議締結後に都市計画法第29条の開発許可を取得する必要がありますので、建築指導課開発指導係(問合せ先0270-27-2792)まで御相談ください。				
私道に関する負担に関する事項		な し				
飲用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況			整備状況	特別負担の有無	問合せ先	電話番号
		上水道	周辺道路に管あり (引込可)	要加入金・手数料	伊勢崎市上下水道局上水道整備課	0270-30-1230
		電気	敷地内に電柱あり	-	東京電力パワーグリッド㈱ 群馬カスタマーセンター	0120-99-5222
		都市ガス	なし	-		
	排水	下水道	なし	-	伊勢崎市上下水道局下水道整備課	0270-30-1230
		道路側溝	周辺道路に側溝あり	-	伊勢崎市道路管理課	0270-27-2761
	備考	・上水道:東側市道下に水道本管(VPφ30:接続は要相談)、西側市道下に水道本管(VPφ150)、南側市道下に水道本管(DIPφ200)が埋設されています。水道を利用する場合には、水道加入金・給水装置工事申込手数料が別途必要になります。 詳細は伊勢崎市上下水道局上水道整備課へお問い合わせください。 ・下水道:供用開始区域外で、付近に公共下水道の埋設管はありません。 ・都市ガス:都市ガス供給区域外です。				
その他取引条件に関する事項	造成宅地防災区域	区域外		土砂災害警戒区域	区域外	
	契約の解除に関する事項	・契約の解除については、土地売買契約書第14条の規定による。				
	損害賠償額の予定又は違約金に関する事項	・損害賠償額については、土地売買契約書第17条の規定による。 ・違約金については、土地売買契約書第16条の規定による(売買代金の100分の10)。				
	契約不適合責任の履行に関する措置の概要	土地売買契約書第10条の規定による。				
	留意事項	・本物件は、土地売買契約書第2条第2項の規定により現状有姿のまま引き渡します。事前に現地を御覧になり、この調査のほか、境界標を含め、現地の状況、周辺環境及び建築制限その他物件内容について、必ず御自身で調査確認のうえ、お申込みください。 ・現状と異なる事項があった場合は、現状有姿を優先とします。 ・本物件は令和3年度に行った地下埋設物調査の結果、地中にコンクリート管、水道管(鉄)、塩ビ管、木片が存していることを確認しています。(埋設物は、掘削調査の結果によるものであるため、調査地点以外から異なる埋設物が出る場合があります。)地下埋設物調査の結果は最低売払価格に反映しているため、本物件は地下埋設物(伊勢崎市による令和3年度地下埋設物調査の結果のもの、調査地点以外のものを含む)を理由とした契約不適合責任は一切負いません。また、地下埋設物調査を行ったことから、調査前の地耐力を確保していません。 ・土壌汚染調査、地盤調査等はしていません。必要な場合は所有権移転登記後に購入された方が自己負担により行ってください。売払い物件の地表物及び地下に埋設物があった場合の撤去及び処分、地盤及び土壌に関して工事が必要な場合も同様です。 ・立木の伐採、雑草の草刈り、切株の除去、フェンス・囲壁・擁壁・井戸など地上・地下・工作物の補修、撤去などの負担及び調整は、売却敷地内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、市では一切行いません。また、越境物に関して、市は越境状態の解消や承諾書等の取付は行っており、隣接土地所有者等との協議や電柱等の移設などについては、全て購入者において行っていただきます。 ・本物件は公簿面積による売払いとなります。引き渡し後の実測によって面積に差異があっても売買代金の清算はいたしません。 ・本物件は、契約時に契約保証金として、落札金額の10%以上(円未満切上げ)の納付が必要となります。(契約保証金は、代金完納時に売買代金に充当します。)また、契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記時の登録免許税その他の費用は買主の負担となります。 ・本物件は、土地売買契約書第11条の規定により特定用途には使用できません。 ・本物件は、こばと保育園の跡地です。 ・本物件はかつて保育園用地だったため、水道管が埋設している可能性があります。事前の地下埋設物調査以外の調査は行っておりません。 ・本物件西側道路下の水道管から、物件内北西部分へ引き込まれている給水管については、分水止め(仮復旧)が行われています。 ・敷地内に電柱があるため、取扱いについては所有権移転後、関係各社と協議してください。(東京電力・NTT東日本) ・敷地内に道路標識があるため、取扱いについては所有権移転後、警察署と協議してください。				
		・居住誘導区域内外の別:居住誘導区域内 ・都市機能誘導区域内外の別:都市機能誘導区域外 ・洪水ハザードマップ:浸水した場合に予想される水深 3.0~5.0m未満				

案内図



土地の見取図



※土地の見取り図は、現地の状況をイメージしやすくするためのものであり、縮尺・位置・境界等は実際と異なる場合がありますので、あくまで参考としてお考え下さい。

物 件 調 書

伊勢崎市総務部管財課・建設部道路整備課

市有地の売り払いに関して、下記の不動産について次のとおり説明します。

この内容は重要ですので、十分理解されるようお願いします。

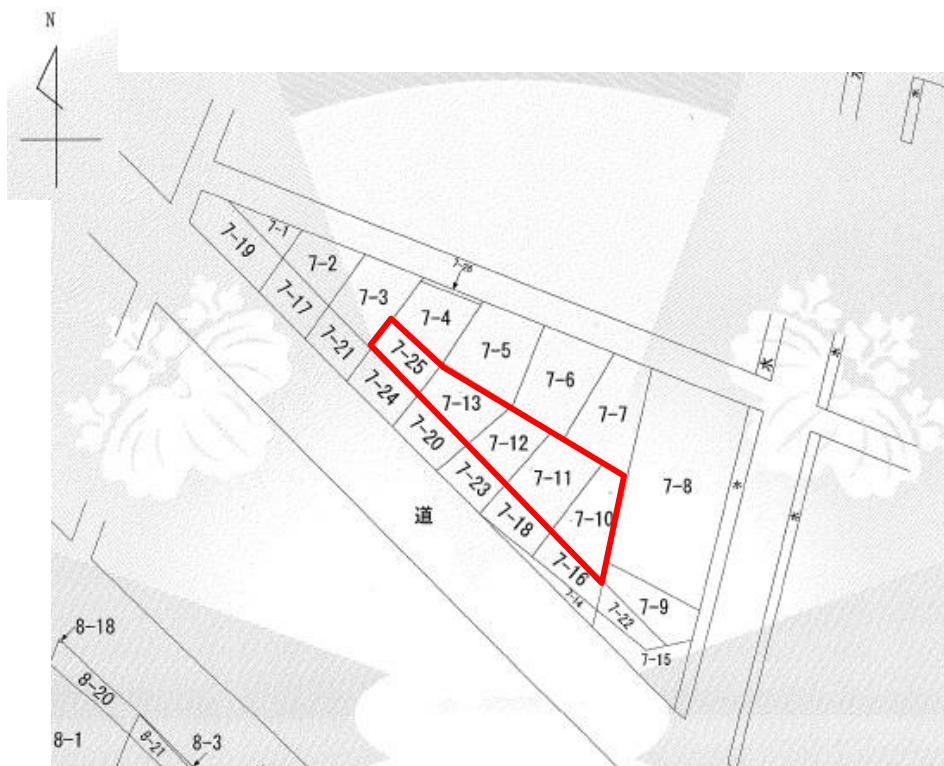
物件番号 随-2

取引の様様		売 買 ・ 当 事 者				
土 地	所在地	伊勢崎市 若葉町7番10、7番11、7番12、7番13、7番25				
	登記簿の地目	いずれも宅地	面 積	241.15㎡	登記簿	
				241.15㎡	実 測	
売主の住所・氏名		伊勢崎市今泉町二丁目410番地 伊勢崎市				
登記記録に記録された事項	名義人	所有権に関する事項（権利部(甲区)）				
		住所	伊勢崎市今泉町二丁目410番地			
		氏名	伊勢崎市			
		所有権以外の権利に関する事項（権利部(乙区)）			な し	
都市計画法 建築基準法	区域の別	市街化区域	用途地域	近隣商業地域		
	制限の内容	お申込み前に建築指導課(市役所本館3階)(問合せ先0270-27-2763)まで御相談ください。				
	地域地区等	な し				
	建ぺい率	80	%	容積率	200 %	
	敷地と道路との関係	南側に県道(現況幅員18m) (建築基準法第42条第1項第1号道路) 高低差があるので敷地から道路に出入りできるような状況にする必要があります。 詳しくは建築指導課建築指導係(問合せ先0270-27-2762)まで御相談ください。				
	私道の変更または廃止の制限	な し				
	その他	な し				
私道に関する負担に関する事項		な し				
飲用水・電気・ ガスの供給施設及び排水施設の整備状況		整備状況	特別負担の有無	問合せ先	電話番号	
	上水道	近傍に供給管あり	要加入金・手数料	伊勢崎市上下水道局上水道整備課	0270-30-1230	
	電気	近傍に電柱あり	-	東京電力パワーグリッド(株) 群馬カスタマーセンター	0120-99-5222	
	都市ガス	近傍に供給管あり	要負担金	伊勢崎ガス(株)	0270-25-4520	
	排水	下水道	なし	-	伊勢崎市上下水道局下水道整備課	0270-30-1230
		道路側溝	南側道路に側溝あり	-	伊勢崎土木事務所	0270-25-4010
	備考	・上水道は、南側県道に水道本管(100mm)が敷設されています。水道を利用する場合には、水道加入金・給水装置工事申込手数料が別途必要になります。 詳細は伊勢崎市上下水道局上水道整備課へお問い合わせください。 ・都市ガスを引き込む場合には、伊勢崎ガス(株)へお問い合わせください。別途負担金が必要です。				
その他取引条件に関する事項	造成宅地防災区域		区域外	土砂災害警戒区域	区域外	
	契約の解除に関する事項		・契約の解除については、土地売買契約書第14条の規定による。			
	損害賠償額の予定又は違約金に関する事項		・損害賠償額については、土地売買契約書第17条の規定による。 ・違約金については、土地売買契約書第16条の規定による(売買代金の100分の10)。			
	契約不適合責任の履行に関する措置の概要		土地売買契約書第10条の規定による。			
	留意事項	・本物件は、土地売買契約書第2条第2項の規定により現状有姿のまま引き渡します。事前に現地を御覧になり、この調書のほか、境界標を含め、現地の状況、周辺環境及び建築制限その他物件内容について、必ず御自身で調査確認の上、お申込みください。 ・現状と異なる事項があった場合は、現状有姿を優先とします。 ・土壌汚染調査、地盤調査、地下埋設物調査等はしておりません。必要な場合は所有権移転登記後に購入された方が自己負担により行ってください。売払い物件の地表物及び地下に埋設物があった場合の撤去及び処分、地盤及び土壌に関して工事が必要な場合も同様です。 ・立木の伐採、雑草の草刈り、切株の除去、フェンス・囲壁・擁壁・井戸など地上・地下・工作物の補修、撤去などの負担及び調整は、売却敷地内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、市では一切行いません。また、越境物に関して、市は越境状態の解消や承諾書等の取付は行っておらず、隣接土地所有者等との協議や電柱等の移設などについては、全て購入者において行っていただきます。 ・本物件は公簿面積による売払いとなります。引き渡し後の実測によって面積に差異があっても売買代金の清算はいたしません。 ・本物件は、契約時に契約保証金として、契約金額の10%以上(円未満切上げ)の納付が必要となります。(契約保証金は、代金完納時に売買代金に充当します。)また、契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記時の登録免許税その他の費用は買主の負担となります。 ・本物件は、土地売買契約書第11条の規定により特定用途には使用できません。 ・本物件は、都市計画道路の代替用地として取得した土地です。				
		・南側県道との高低差が概ね1～2m程度あります。また、東側隣接地とは0.5m程度の高低差があり石積み擁壁が本物件内にあります。必ず現地を確認してください。 ・本物件の北側に所有者不明のコンクリート擁壁が存在しますが、市では越境物の調整は行いません。隣接土地所有者との調整は買受人の責任において処理してください。市では移設・工事等に係る手続き費用負担は一切行いません。				
	・居住誘導区域内外の別:居住誘導区域内 ・都市機能誘導区域内外の別:都市機能誘導区域外 ・洪水ハザードマップ:浸水した場合に予想される水深 0.5～5.0m未満					

案内図



土地の見取図



※土地の見取り図は、現地の状況をイメージしやすくするためのものであり、縮尺・位置・境界等は実際と異なる場合がありますので、あくまで参考としてお考え下さい。

物件調書

伊勢崎市総務部管財課・建設部道路整備課

市有地の売り払いに関して、下記の不動産について次のとおり説明します。

この内容は重要ですので、十分理解されるようお願いします。

この内容は重要ですので、十分理解されるようお願いします。

物件番号

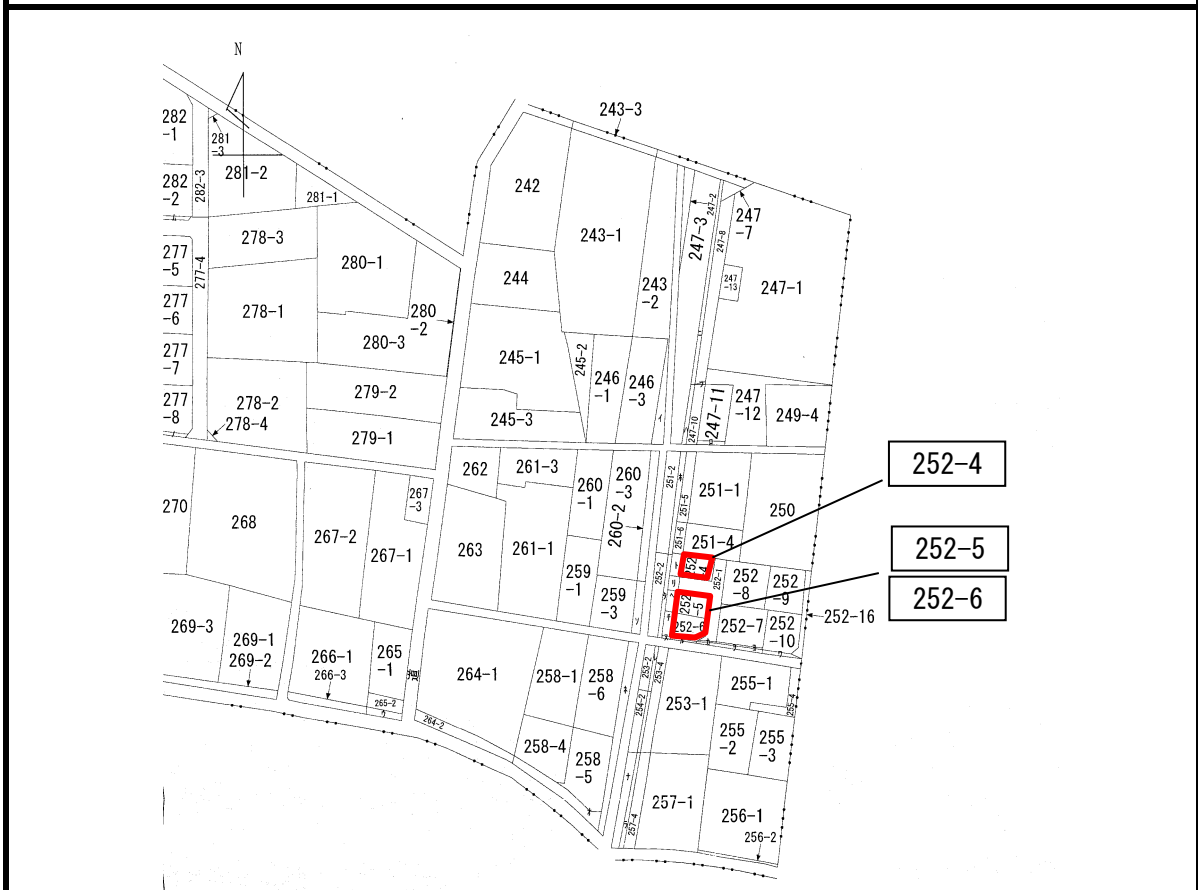
随-3

取引の態様		売 買 ・ 当 事 者			
土 地	所在地	伊勢崎市 除ヶ町字本郷252番4、252番5、252番6			
	登記簿の地目	いずれも宅地	面 積	177.64㎡	登記簿
				177.64㎡	実 測
売主の住所・氏名		伊勢崎市今泉町二丁目410番地 伊勢崎市			
登記記録に記録された事項	名義人	所有権に関する事項（権利部(甲区)）			
		住所	伊勢崎市今泉町二丁目410番地		
		氏名	伊勢崎市		
		所有権以外の権利に関する事項（権利部(乙区)）			な し
都市計画法	区域の別	市街化調整区域	用途地域	な し	
	制限の内容	建築敷地:利用不可 駐車場利用:利用可 ※隣接地と一体利用する場合で、かつ開発許可基準に合致した場合に限り建築敷地として利用ができる可能性があります。			
	地域地区等	な し			
	建ぺい率	70	%	容積率	200 %
建築基準法	敷地と道路との関係	西側に県道(現況幅員17m)(建築基準法第42条第1項第1号道路)、南側に市道(252番6のみ。認定幅員2.8m)(注1)(建築基準法第42条第2項道路(2.2m幅道路の中心より双方に2mの後退))			
	私道の変更または廃止の制限	な し			
	その他	・都市計画法に合致させる手続きが必要になる場合があります。 建築指導課開発指導係(問合せ先0270-27-2792)まで御相談ください。 ・埋蔵文化財包蔵地 問合わせ先(伊勢崎市文化財保護課 0270-75-6672)			
私道に関する負担に関する事項		な し			
飲用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況			整備状況	特別負担の有無	問合せ先 電話番号
		上水道	近傍に供給管あり	要加入金・手数料	伊勢崎市上下水道局上水道整備課 0270-30-1230
		電気	敷地内に電柱あり	-	東京電力パワーグリッド㈱ 群馬電力サービスセンター 0120-99-5222
		都市ガス	なし	-	
	排水	下水道	なし	-	伊勢崎市上下水道局下水道整備課 0270-30-1230
		道路側溝	西側道路に側溝あり	-	伊勢崎土木事務所 0270-25-4010
	備考	・上水道は、西側県道に水道本管(200mm)、252番6南側市道にも水道管(50mm)が敷設されています。水道を利用する場合には、水道加入金・給水装置工事申込手数料が別途必要になります。 詳細は伊勢崎市上下水道局上水道整備課へお問い合わせください。 ・都市ガス:都市ガス供給区域外です。			
その他取引条件に関する事項	造成宅地防災区域		区域外	土砂災害警戒区域	区域外
	契約の解除に関する事項	・契約の解除については、土地売買契約書第14条の規定による。			
	損害賠償額の予定又は違約金に関する事項	・損害賠償額については、土地売買契約書第17条の規定による。 ・違約金については、土地売買契約書第16条の規定による(売買代金の100分の10)。			
	契約不適合責任の履行に関する措置の概要	土地売買契約書第10条の規定による。			
	留意事項	・本物件は、土地売買契約書第2条第2項の規定により 現状有姿のまま 引き渡します。事前に現地を御覧になり、この調書のほか、境界標を含め、現地の状況、周辺環境及び建築制限その他物件内容について、必ず御自身で調査確認の上、お申込みください。 ・現状と異なる事項があった場合は、現状有姿を優先とします。 ・ 土壌汚染調査、地盤調査、地下埋設物調査等はしておりません。必要な場合は所有権移転登記後に購入された方が自己負担により行ってください。売払い物件の地表物及び地下に埋設物があった場合の撤去及び処分、地盤及び土壌に関して工事が必要な場合も同様です。 ・立木の伐採、雑草の草刈り、切株の除去、フェンス・囲壁・擁壁・井戸など地上・地下・工作物の補修、撤去などの負担及び調整は、売却敷地内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、市では一切行いません。また、越境物に関して、市は越境状態の解消や承諾書等の取付は行っており、隣接土地所有者等との協議や電柱等の移設などについては、全て購入者において行っていただきます。 ・本物件は公簿面積による売払いとなります。引き渡し後の実測によって面積に差異があっても売買代金の清算はいたしません。 ・本物件は、契約時に契約保証金として、契約金額の10%以上(円未満切上げ)の納付が必要となります。(契約保証金は、代金完納時に売買代金に充当します。) また、契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記時の登録免許税その他の費用は買主の負担となります。 ・本物件は、土地売買契約書第11条の規定により特定用途には使用できません。 ・本物件は、都市計画道路の代替用地として取得した土地です。 ・ この土地は大正寺本郷遺跡に認定されています。当該地で掘削を伴う工事を行う際には、着工の60日前までに文化財保護法第93条の届出が必要です。 また、工事内容によっては試掘調査や発掘調査が必要になり、時間等を要する場合があります。詳細は伊勢崎市文化財保護課(問合わせ先 0270-75-6672)へお問い合わせください。 ・ 252番4の土地について、西側県道からの車の乗り入れは、緑石があり現状困難です。必ず現地を確認してください。 ・ 252番4と252番5に挟まれて民有地が存在しています。土地の見取図や公図等を確認してください。 ・ (注1)252番6と南側市道に挟まれて民有地が存在しています。 接道については、伊勢崎市建築指導課(問合わせ先 0270-27-2762)でご確認ください。 ・252番6の南側道路は建築基準法第42条第2項道路のため、建築物を建築する場合には、建築基準法の道路後退が必要となる可能性があります。詳細は伊勢崎市建築指導課(問合わせ先 0270-27-2762)へお問い合わせください。 ・敷地内に電柱があるため、取り扱いについては所有権移転後、関係各社と協議してください。(東京電力・NTT東日本)			
		・居住誘導区域内外の別:居住誘導区域外 ・都市機能誘導区域内外の別:都市機能誘導区域外 ・洪水ハザードマップ:浸水した場合に予想される水深 0.5~3.0m未満			

案内図



土地の見取図



※土地の見取り図は、現地の状況をイメージしやすくするためのものであり、縮尺・位置・境界等は実際と異なる場合がありますので、あくまで参考としてお考え下さい。

物 件 調 書

伊勢崎市総務部管財課・長寿社会部高齢政策課

市有地の売り払いに関して、下記の不動産について次のとおり説明します。

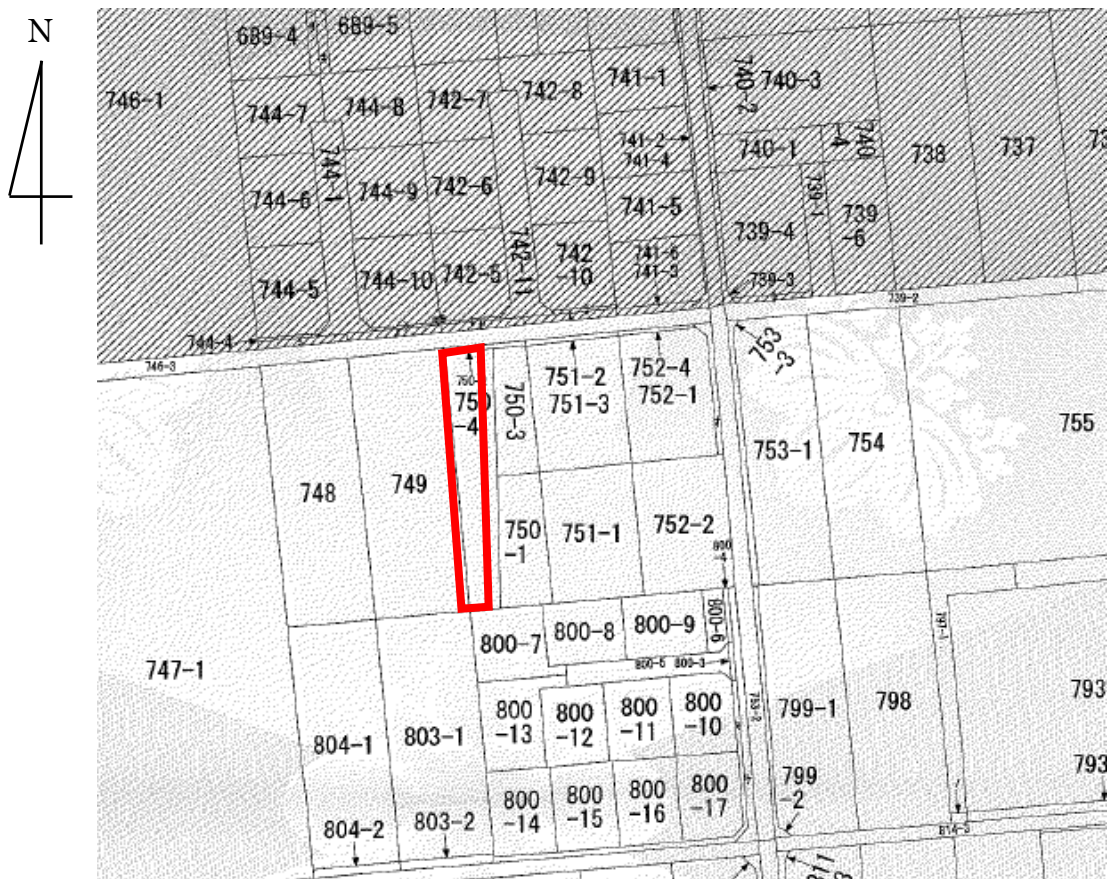
この内容は重要ですので、十分理解されるようお願いします。

		物件番号		随-4		
取引の態様		売 買 ・ 当 事 者				
土 地	所在地	伊勢崎市赤堀鹿島町750番4				
	登記簿の地目	雑種地	面 積	423㎡	登記簿	
				423㎡	実 測	
売主の住所・氏名		伊勢崎市今泉町二丁目410番地 伊勢崎市				
登記記録に記録された事項	名義人	所有権に関する事項（権利部（甲区））				
		住所	伊勢崎市今泉町二丁目410番地			
		氏名	伊勢崎市			
		所有権以外の権利に関する事項（権利部（乙区））			な し	
都市計画法 建築基準法	区域の別	非線引き区域	用途地域	無指定		
	制限の内容	お申込み前に建築指導課（市役所本館3階）（問合せ先0270-27-2763）まで御相談ください。				
	地域地区等	特定用途制限地域 産業共生地区				
	建ぺい率	70 %	容積率	200 %		
	敷地と道路との関係	北側（現況幅員5.4m）に市道（建築基準法第42条第1項第1号道路）				
	私道の変更または廃止の制限	な し				
	その他	な し				
私道に関する負担に関する事項		な し				
飲用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況		整備状況	特別負担の有無	問合せ先	電話番号	
	上水道	周辺道路に管あり（引込可）	要加入金・手数料	伊勢崎市上下水道局上水道整備課	0270-30-1230	
	電気	近傍に電柱あり	-	東京電力パワーグリッド㈱ 群馬カスタマーセンター	0120-99-5222	
	都市ガス	なし	-			
	排水	下水道	なし	-	伊勢崎市上下水道局下水道整備課	0270-30-1230
		道路側溝	周辺道路に側溝あり	-	伊勢崎市道路管理課	0270-27-2761
	備考	・上水道：北側市道下に水道本管（75ミリ管）が埋設されています。水道を利用する場合には、水道加入金・給水装置工事申込手数料が別途必要になります。 詳細は伊勢崎市上下水道局上水道整備課へお問い合わせください。 ・下水道：下水道はありません。詳細は、上下水道局下水道整備課へお問い合わせください。 ・都市ガス：都市ガス供給区域外です。				
その他取引条件に関する事項	造成宅地防災区域	区域外	土砂災害警戒区域	区域外		
	契約の解除に関する事項	・契約の解除については、土地売買契約書第14条の規定による。				
	損害賠償額の予定又は違約金に関する事項	・損害賠償額については、土地売買契約書第17条の規定による。 ・違約金については、土地売買契約書第16条の規定による（売買代金の100分の10）。				
	契約不適合責任の履行に関する措置の概要	土地売買契約書第10条の規定による。				
	留意事項	・本物件は、土地売買契約書第2条第2項の規定により現状有姿のまま引き渡します。事前に現地を御覧になり、この調書のほか、境界標を含め、現地の状況、周辺環境及び建築制限その他物件内容について、必ず御自身で調査確認のうえ、お申込みください。 ・現状と異なる事項があった場合は、現状有姿を優先とします。 ・土壌汚染調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。必要な場合は所有権移転登記後に購入された方が自己負担により行ってください。売払い物件の地表物及び地下に埋設物があった場合の撤去及び処分、地盤及び土壌に関して工事が必要な場合も同様です。なお、老人いこいの家跡地の東側に隣接する土地であるため、水道管等が埋設されている可能性があります。調査は行っていません。 ・立木の伐採、雑草の草刈り、切株の除去、フェンス・囲壁・擁壁・井戸など地上・地下・工作物の補修、撤去などの負担及び調整は、売却敷地内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、市では一切行いません。また、越境物に関して、市は越境状態の解消や承諾書等の取付は行っておらず、隣接土地所有者等との協議や電柱等の移設などについては、全て購入者において行っていただきます。 ・本物件は公簿面積による売払いとなります。引き渡し後の実測によって面積に差異があっても売買代金の清算はいたしません。 ・本物件は、契約時に契約保証金として、契約金額の10%以上（円未満切上げ）の納付が必要となります。（契約保証金は、代金完納時に売買代金に充当します。）また、契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記時の登録免許税その他の費用は買主の負担となります。 ・本物件は、土地売買契約書第11条の規定により特定用途には使用できません。 ・本物件は、老人いこいの家跡地 東側市有地です。 ・本物件は接道幅が約9.5m、奥行き約50mの長方形の形状となっています。 ・居住誘導区域内外の別：居住誘導区域外 ・都市機能誘導区域内外の別：都市機能誘導区域外 ・洪水ハザードマップ：浸水想定なし				

案内図



土地の見取図



※土地の見取り図は、現地の状況をイメージしやすくするためのものであり、縮尺・位置・境界等は実際と異なる場合がありますので、あくまで参考としてお考え下さい。

土地売買契約書（例）

売主 伊勢崎市（以下「甲」という。）と買主 （以下「乙」という。）とは、次の条項により土地売買契約を締結する。

（信義則）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買取るものとする。

所在地	区分	地目	地積（㎡）
	土地		
合計地積			

2 前項の売買物件は、土地登記簿に記載された地積を契約の基礎とし、甲は乙に現状有姿のまま引き渡す。

3 乙は、別紙の記載事項及び内容を了承したうえ、売買物件を買受けるものとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 契約金額 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、契約保証金として金 契約金額の10%以上 円を、甲の発行する納入通知書によりこの契約締結までに納付するものとする。

2 前項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

3 契約保証金は、第17条に定める損害賠償額の予定またはその一部と解釈しないものとする。

（売買代金の支払い）

第5条 乙は、第3条の売買代金と前条第1項に定める契約保証金の差額（以下「差金」という。）を、甲の発行する納入通知書により令和 年 月 日（契約日より30日以内）までに納付するものとする。

2 甲は、乙が前項に規定する差金を納付したときは、前条第1項の契約保証金を売買代金に充当するものとする。

3 売買代金の納入期限の延期は、いかなる理由があろうとも認めない。

(所有権の移転及び登記の嘱託)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転する。

2 甲は、前項の規定により所有権を移転したときは、速やかに所有権の移転登記を嘱託するものとする。この場合の登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第7条 甲は、売買物件の所有権が乙に移転した時は、遅滞なく、売買物件をその所在する場所において現状のまま乙に引き渡すものとする。

(公租公課)

第8条 乙は、前条に規定する引渡し後におけるこの土地の一切の公租公課を負担する。

(危険負担)

第9条 乙は、この契約締結のときから売買物件の引渡しの日までにおいて、売買物件が甲の責に帰すことのできない事由により滅失又は毀損したときは、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、この契約を締結した後において、売買物件に種類、品質に関してこの契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から2年以内に甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

(売買物件の特定用途への使用の禁止)

第11条 乙は、売買物件の引渡しの日から、売買物件を以下の各号の用に供してはならない。また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第

11項に定める特定遊興飲食店営業及び同条第13項に定める接客業務受託営業

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第2号に定める暴力団及び同条第6号に定める暴力団員の活動のための用途

(3) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条第1項各号に定める行為を

行った団体、その支部、分会その他の下部組織及びその構成員の活動のための用途
(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第4条第2項に定める団体、その支部、分会その他の下部組織及びその構成員の活動のための用途

(5) 公序良俗に反する用途

(6) (1) から (5) までの用途に類する用途

(土地転得者への義務の継承)

第12条 乙は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合には第2条第3項に定める事項及び内容と前条に定める義務を当該第三者に継承させなければならない。

(実地調査等)

第13条 甲は、この契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙に対してその業務または資産の状況に関して質問し、実地に調査し、または参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項の規定に基づき、甲から報告又は資料の提出を求められたときは、その求めに応じなければならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないとき又は甲が実施する随時募集（先着順）による市有地売払いの申込者の資格を有しないことが判明したときは、この契約を解除することができる。

(返還金)

第15条 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合には、収納済の売買代金を乙に返還するものとする。

2 前項の返還金には、利息を付さないものとする。

(違約金)

第16条 乙は、甲が第14条の規定によりこの契約を解除したときは、乙は甲に対して売買代金の100分の10を違約金として甲の定めるところにより支払わなければならない。ただし、甲がやむを得ない事情があると認められるときはこれを減免することができる。

2 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付が行われている場合、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当する。

3 違約金は、次条に定める損害賠償額の予定またはその一部と解釈しないものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、この契約に定める義務を履行しないことにより乙が甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第18条 甲は、第15条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第16条に定める違約金又は前条に定める損害賠償金を甲に支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(原状回復義務)

第19条 乙は、甲が第14条の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が適当と認めたときは、現状のまま返還することができる。

(契約の費用)

第20条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(相隣関係等への配慮)

第21条 乙は、売買物件の引渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(管轄裁判所の合意)

第22条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄する前橋地方裁判所とする。

(疑義の決定)

第23条 甲と乙は、この契約に関し疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議してこれを決定する。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410番地
氏 名 伊勢崎市
伊勢崎市長 臂 泰 雄

乙 住 所
氏 名

別紙

・本物件は地下埋設物調査の結果、地中にコンクリート殻、水道管（鉄）、塩ビ管、木片が存していることを確認しています（次ページ以降参照）（埋設物は、掘削調査の結果によるものであるため、調査地点以外から異なる埋設物が出る場合があります。）。地下埋設物調査の結果は最低売払価格に反映しているため、本物件は地下埋設物（甲による令和３年度地下埋設物調査以深のもの、調査地点以外のものを含む）を理由とした契約不適合責任を一切負いません。また、地下埋設物調査を行ったことから、調査前の地耐力を確保していません。

・本物件は、土壤汚染調査、地盤調査等はしておりません。必要な場合は所有権移転登記後に乙において自己負担により行ってください。売払い物件の地表物及び地下に埋設物があった場合の撤去及び処分、地盤及び土壌に関して工事が必要な場合も同様です。

・立木の伐採、雑草の草刈り、切株の除去、フェンス・囲壁・擁壁・井戸など地上・地下・工作物の補修、撤去などの負担及び調整は、売却敷地内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、甲は一切行いません。また、越境物に関して、甲は越境状態の解消や承諾書等の取付は行っておらず、隣接土地所有者等との協議や電柱等の移設などについては、全て乙において行っていただきます。

・本物件は公簿面積による売払いとなります。引渡し後の実測によって面積に差異があっても売買代金の清算はいたしません。

・本物件はかつて保育園用地だったため、水道管が埋設している可能性があります。が、事前の地下埋設物調査以外の調査は行っておりません。

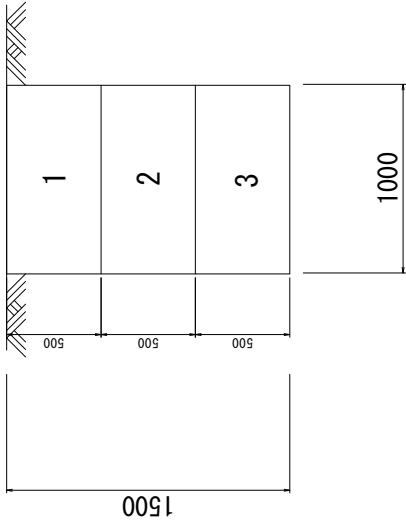
・敷地内に電柱があるため、取扱いについては乙において関係各社と協議してください。

・敷地内に道路標識があるため、取扱いについては乙において警察署と協議してください。

掘削計画図 S=1 : 200



断面図 S=1 : 20



数量計算表

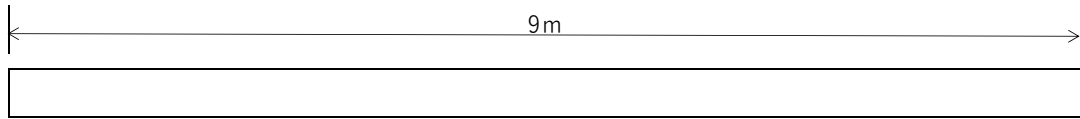
箇所	延長(m) × 幅(m) × 本数
①	9 × 1 × 1 = 9㎡
②	41 × 1 × 1 = 41㎡
③	33 × 1 × 1 = 33㎡
④⑤⑥⑦⑧	26 × 1 × 5 = 130㎡
⑨	20 × 1 × 1 = 20㎡
⑩	14 × 1 × 1 = 14㎡
計	247㎡

掘削量(㎡) 247㎡ × 1.5m = 370.5㎡

※始点から1mごとにA～Jとし、11mからは再びAとする。

図 種	掘削計画図・断面図					
	区 分	実施	縮 尺	図 面 番 号		
No. 2 様中 2						
施工年度	令和年度	S = 図 示				
路線名	伊勢崎市 境下 武士 地内					
施工箇所	伊勢崎市 境下 武士 地内					
委託名	旧こばと路暫用用地地下埋設物調査業務委託					
	伊勢崎市 福祉こども部 こども保育課					
測量会社名						
管理技術者名	測量年月日					
設計会社名						
管理技術者名	設計年月日					
照 査	設計	製 図				

調査結果一覧表

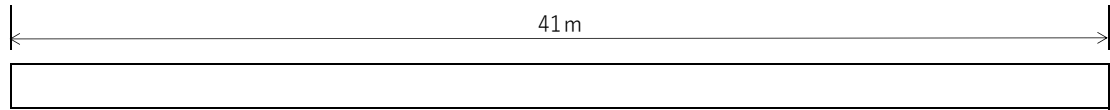


筋番号①	1m									9m
深 度	A	B	C	D	E	F	G	H	I	
1	●									
	水道管 (鉄)									
2										
3										

※ 「●」は、長辺0.15m以上の地下埋設物が確認されたことを表す。

※ 「○」は、長辺0.15m未満の地下埋設物が区画の約30%以上確認されたことを表す。

調査結果一覧表



筋番号②-1		1m								10m
深度	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1										
2			● Co殻			● Co殻				
3										

筋番号②-2		11m								20m
深度	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1										
2										
3										

筋番号②-3		21m								30m
深度	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1										
2			● Co殻							
3			● Co殻	● Co殻						

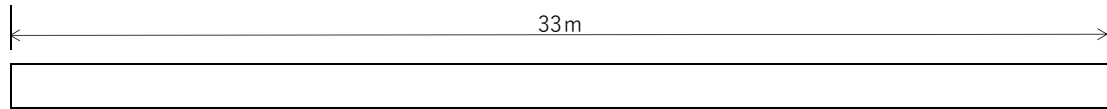
筋番号②-4		31m								40m
深度	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1										
2										
3	● Co殻	● Co殻		● Co殻						

筋番号②-5		41m								
深度	A									
1										
2										
3										

※ 「●」は、長辺0.15m以上の地下埋設物が確認されたことを表す。

※ 「○」は、長辺0.15m未満の地下埋設物が区画の約30%以上確認されたことを表す。

調査結果一覧表



筋番号③-1 1m 10m

深度	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1										
2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	Co殻									Co殻
3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	Co殻									Co殻

筋番号③-2 11m 20m

深度	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1										
2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	Co殻									Co殻
3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	Co殻									Co殻

筋番号③-3 21m 30m

深度	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1										
2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	Co殻									Co殻
3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	Co殻									Co殻

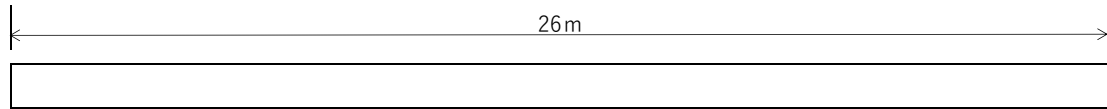
筋番号③-4 31m 33m

深度	A	B	C							
1										
2	○	○	○							
	Co殻	→	Co殻							
3	○	○	○							
	Co殻	→	Co殻							

※ 「●」は、長辺0.15m以上の地下埋設物が確認されたことを表す。

※ 「○」は、長辺0.15m未満の地下埋設物が区画の約30%以上確認されたことを表す。

調査結果一覧表



筋番号④-1 1m 10m

深 度	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1	●					●			●	●
	塩ビ管					Co殻			Co殻 塩ビ管	塩ビ管
2							○			
							塩ビ管 鉄管			
3										

筋番号④-2 11m 20m

深 度	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1										
2							○			
							塩ビ管 鉄管			
3										

筋番号④-3 21m 26m

深 度	A	B	C	D	E	F				
1										
2						●				
						Co殻				
3										

※ 「●」は、長辺0.15m以上の地下埋設物が確認されたことを表す。

※ 「○」は、長辺0.15m未満の地下埋設物が区画の約30%以上確認されたことを表す。

調査結果一覧表



筋番号㊟-1 1m 10m

深 度	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1			●							
			塩ビ管							
2					●					
					木					
3										

筋番号㊟-2 11m 20m

深 度	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1										
2										
3										

筋番号㊟-3 21m 26m

深 度	A	B	C	D	E	F				
1										
2										
3										

※ 「●」は、長辺0.15m以上の地下埋設物が確認されたことを表す。

※ 「○」は、長辺0.15m未満の地下埋設物が区画の約30%以上確認されたことを表す。

調査結果一覧表



筋番号⑥-1 1m 10m

深 度	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1			●		●					
			塩ビ管		単管					
2										
3										

筋番号⑥-2 11m 20m

深 度	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1										
2										
3										

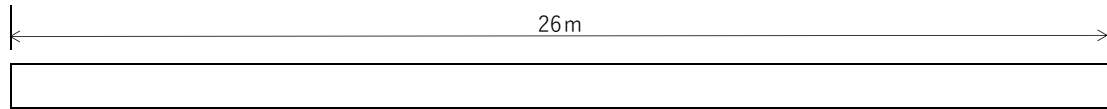
筋番号⑥-3 21m 26m

深 度	A	B	C	D	E	F				
1										
2										
3										

※ 「●」は、長辺0.15m以上の地下埋設物が確認されたことを表す。

※ 「○」は、長辺0.15m未満の地下埋設物が区画の約30%以上確認されたことを表す。

調査結果一覧表



筋番号⑦-1 1m 10m

深 度	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1			●							
			塩ビ管							
2										
3										

筋番号⑦-2 11m 20m

深 度	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1										
2										
3										

筋番号⑦-3 21m 26m

深 度	A	B	C	D	E	F				
1										
2										
3										

※ 「●」は、長辺0.15m以上の地下埋設物が確認されたことを表す。

※ 「○」は、長辺0.15m未満の地下埋設物が区画の約30%以上確認されたことを表す。

調査結果一覧表



筋番号⑧-1 1m 10m

深 度	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1			●		●	●		●		
			塩ビ管		塩ビ管	Co殻		Co殻		
2										
3										

筋番号⑧-2 11m 20m

深 度	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1					●					
					塩ビ管					
2										
3										

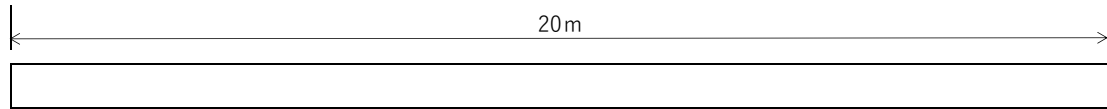
筋番号⑧-3 21m 26m

深 度	A	B	C	D	E	F				
1										
2										
3										

※ 「●」は、長辺0.15m以上の地下埋設物が確認されたことを表す。

※ 「○」は、長辺0.15m未満の地下埋設物が区画の約30%以上確認されたことを表す。

調査結果一覧表



筋番号⑨-1 1m 10m

深 度	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1			●		●	●				
			塩ビ管		Co殻	Co殻				
2										
3										

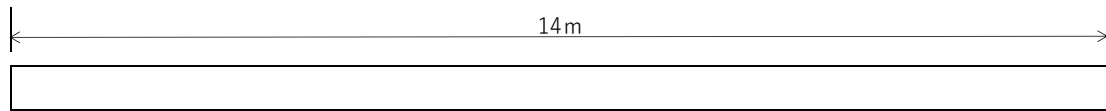
筋番号⑨-2 11m 20m

深 度	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1			●							
			Co殻							
2										
3										

※ 「●」は、長辺0.15m以上の地下埋設物が確認されたことを表す。

※ 「○」は、長辺0.15m未満の地下埋設物が区画の約30%以上確認されたことを表す。

調査結果一覧表



筋番号@-1	1m									10m
深 度	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1			●	●						
			Co殻	塩ビ管						
2										
3										

筋番号@-2	11m			14m						
深 度	A	B	C	D						
1			●							
			Co殻							
2										
3										

※ 「●」は、長辺0.15m以上の地下埋設物が確認されたことを表す。

※ 「○」は、長辺0.15m未満の地下埋設物が区画の約30%以上確認されたことを表す。

埋 設 量 (処分済)

種類別合計	コンクリート殻	0.94m ³
	塩ビ管VPφ125	20.3m
	塩ビ管VPφ100	3.2m
	塩ビ管VPφ75	2.9m
	水道管（鉄）	1.2m
	木片（角材）	0.01m ³



写真区分：出土埋設物

撮影箇所：境下武士

測点：①-1-A1

請負者説明文

水道管（鉄管）

	設計値	実測値	差
長さ(L)		1200mm	



写真区分：出土埋設物

撮影箇所：境下武士

測点：①-1-A1

請負者説明文

水道管（鉄管）

	設計値	実測値	差
長さ(L)		1200mm	



写真区分：出土埋設物

撮影箇所：境下武土

測点：②-3-D3

請負者説明文

コンクリート殻

	設計値	実測値	差
長さ(H)		800mm	
幅(W)		450mm	



写真区分：出土埋設物

撮影箇所：境下武土

測点：②-3-D3

請負者説明文

コンクリート殻

	設計値	実測値	差
高さ(T)		100mm	



写真区分：出土埋設物

撮影箇所：境下武土

測点：②-3-D3

請負者説明文

コンクリート殻

	設計値	実測値	差



写真区分：出土埋設物

撮影箇所：境下武士

測点：⑤-1-E2

請負者説明文

木

	設計値	実測値	差
長さ(H)		800mm	
幅(W)		100mm	



写真区分：出土埋設物

撮影箇所：境下武士

測点：⑥-1-C1

請負者説明文

塩ビ管

	設計値	実測値	差
長さ(L)		4000mm	
直径(Φ)		125mm	



写真区分：出土埋設物

撮影箇所：境下武士

測点：⑥-1-C1

請負者説明文

塩ビ管

	設計値	実測値	差
長さ(L)		4000mm	
直径(Φ)		125mm	



写真区分：出土埋設物

撮影箇所：境下武士

測点：⑧-1-F1

請負者説明文

コンクリート殻

	設計値	実測値	差
長さ(H)		1450mm	



写真区分：出土埋設物

撮影箇所：境下武士

測点：⑧-1-F1

請負者説明文

コンクリート殻

	設計値	実測値	差
幅(W)		1100mm	



写真区分：出土埋設物

撮影箇所：境下武士

測点：⑧-1-F1

請負者説明文

コンクリート殻

	設計値	実測値	差
高さ(T)		150mm	



写真区分：出土埋設物

撮影箇所：境下武士

測点：

請負者説明文

塩ビ管



写真区分：出土埋設物

撮影箇所：境下武士

測点：

請負者説明文

コンクリート殻



写真区分：出土埋設物

撮影箇所：境下武士

測点：

請負者説明文

鉄

別紙

・本物件は、地下埋設物調査、土壌汚染調査、地盤調査等はしていません。必要な場合は所有権移転登記後に乙において自己負担により行ってください。売払い物件の地表物及び地下に埋設物があった場合の撤去及び処分、地盤及び土壌に関して工事が必要な場合も同様です。

・立木の伐採、雑草の草刈り、切株の除去、フェンス・囲壁・擁壁・井戸など地上・地下・工作物の補修、撤去などの負担及び調整は、売却敷地内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、甲は一切行いません。また、越境物に関して、甲は越境状態の解消や承諾書等の取付は行っておらず、隣接土地所有者等との協議や電柱等の移設などについては、全て乙において行っていただきます。

・本物件は公簿面積による売払いとなります。引渡し後の実測によって面積に差異があっても売買代金の清算はいたしません。

・本物件は南側県道との高低差が概ね1～2m程度あります。また、東側隣接地とは0.5m程度の高低差があり石積み擁壁が本物件内にあります。

・本物件の北側に所有者不明のコンクリート擁壁が存在しますが、甲は越境物の調整は行いません。隣接土地所有者との調整は乙の責任において処理してください。甲は移設・工事等に係る手続き費用負担は一切行いません。

別紙

・本物件は、地下埋設物調査、土壌汚染調査、地盤調査等はしておりません。必要な場合は所有権移転登記後に乙において自己負担により行ってください。売払い物件の地表物及び地下に埋設物があった場合の撤去及び処分、地盤及び土壌に関して工事が必要な場合も同様です。

・立木の伐採、雑草の草刈り、切株の除去、フェンス・囲壁・擁壁・井戸など地上・地下・工作物の補修、撤去などの負担及び調整は、売却敷地内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、甲は一切行いません。また、越境物に関して、甲は越境状態の解消や承諾書等の取付は行っておらず、隣接土地所有者等との協議や電柱等の移設などについては、全て乙において行っていただきます。

・本物件は公簿面積による売払いとなります。引渡し後の実測によって面積に差異があっても売買代金の清算はいたしません。

・敷地内に電柱があるため、取扱いについては乙において関係各社と協議してください。

別紙

・本物件は、地下埋設物調査、土壌汚染調査、地盤調査等はしていません。必要な場合は所有権移転登記後に乙において自己負担により行ってください。売払い物件の地表物及び地下に埋設物があった場合の撤去及び処分、地盤及び土壌に関して工事が必要な場合も同様です。

・本物件内外の工作物、供給設備の補修・移設・撤去・再築造、隣接地権者との協議その他本物件の現況に関する事項については、購入された方が自己負担により行ってください。

・本物件は公簿面積による売払いとなります。引渡し後の実測によって面積に差異があっても売買代金の清算はいたしません。

土地譲渡申込書

令和 年 月 日

(宛先)伊勢崎市長

下記、市有地の譲渡を申し込みます。
なお、本申込書及び添付書類における全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

申込者	氏名 (又は名称及び代表者名)	実印
	住所 (又は所在)	〒
	電話番号	
連名者 ※共有名義を 希望する場合	氏名 (又は名称及び代表者名)	実印
	住所 (又は所在)	〒
	電話番号	

1 物件の表示

土地の所在地

2 利用計画 ※申し込まれる物件の具体的な利用計画や目的を記入してください。

--

3 譲渡希望価格

											円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

※金額は、右詰めで算用数字を使用し、先頭部に「¥」を記入してください。

※「随時募集(先着順)による市有地売払いのご案内」記載の**最低売払価格以上の金額**を記入してください。

(注意)

- 押印する印鑑は、実印(印鑑登録証明書にある印鑑)を使用してください。
- 申込者が個人の場合は、住民票謄本及び印鑑登録証明書を添付してください。
- 申込者が法人の場合は履歴全部事項証明書及び印鑑登録証明書を添付してください。
- 提出書類に押印する印鑑(実印又は代表者印)は、全て同一のものを使用してください。
- 共有名義で申し込む場合は、全員が記名押印し、氏名の横に持分割合を明記してください。

----- ※以下は職員記入欄です。切り離さずに提出してください。 -----

土地譲渡申込書受理書

令和 年 月 日

氏名等 様

住所

受付印

伊勢崎市市有地の随時売払いへの申込みを受け付けました。

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 伊勢崎市長

住 所

(又は所在)

氏 名

実印

(又は名称及び代表者名)

私は、伊勢崎市が実施する市有地随時売払いに申込みをするに当たり、次の事項を誓約いたします。

1. 以下に記載された事項に該当いたしません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる者
- (2) 伊勢崎市暴力団排除条例（平成24年伊勢崎市条例第32号）第2条第3号及び第4号（暴力団、暴力団員等）の規定に該当する者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第11項に定める特定遊興飲食店営業及び同条第13項に定める接客業務受託営業への用途を目的とする者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団及び同条第6号に定める暴力団員の活動のための用途を目的とする者
- (5) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条第1項各号に定める行為を行った団体、その支部、分会その他の下部組織及びその構成員の活動のための用途を目的とする者
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第4条第2項に定める団体、その支部、分会その他の下部組織及びその構成員のための活動のための用途を目的とする者
- (7) 公序良俗に反する用途を目的とする者
- (8) (3) から (7) までの用途に類する用途を目的とする者

2. 申込みに際し、売払い物件、「随時募集（先着順）による市有地売払いのご案内」の内容を全て承知の上申込みいたしますので、後日、これらの事柄について伊勢崎市に対し、一切異議、苦情などは申しません。

また、この誓約書に誓約した内容に虚偽等があった場合など、自己の責めに帰す事由により、契約の解除、私に生じた損害を、伊勢崎市に対し、一切請求いたしません。

(注意)

- 1 押印する印鑑は、実印（印鑑登録証明書にある印鑑）を使用してください。
- 2 提出書類に押印する印鑑（実印又は代表者印）は、全て同一のものを使用してください。

誓 約 書

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

住 所

（団体所在地・名称）

氏 名

㊞

（代表者名）

生年月日 年 月 日生（ 歳）

私は、次の事項について誓約します。

なお、貴市が必要な場合には、伊勢崎警察署に照会することについて承諾します。

自己又は法人その他団体役員等は、次のいずれにも該当するものではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

※ この様式に記載された個人情報、暴力団排除に関する目的以外には使用しません。

委 任 状

年 月 日

(宛先) 伊勢崎市長

【委任者】

住 所

(又は所在)

氏 名

(又は名称及び代表者名)

実印

私は、次の者を代理人と定め、随時募集（先着順）による市有地売払いの申込に関する一切の権限を委任します。

【代理人】

住 所

氏 名

印

連 絡 先

記

物件番号	所 在 地

(注意)

- 1 委任者本人の押印する印鑑は、実印（印鑑登録証明書にある印鑑）を使用してください。
- 2 共有名義で入札する場合は、全員が記名押印し、氏名の横に持分割合を明記してください。